

消費支出額から食料品への支出額を差し引いて、消費税の実効税率105分の5を乗じる」ことで求まる<sup>54)</sup>。筆者の計測では、先の表から例えば1992年度の第1分位のGST負担額は937ドルであったのに対し、食品に対するゼロ税率の適用によって745ドルとなった。

#### 4-5 逆進性緩和策2——GST税額控除

GSTの逆進性を緩和する方法の2つ目は、GST税額控除である。逆進性緩和策としてのGST税額控除について、87年白書は次のように述べている。「最も重要なこととして、現行の連邦売上税(MST)の負担の在り方は、不公平である。というのも、低所得者は、一般的に所得の高い人よりも稼いだ割合の多くを売上税として納めている。連邦政府は、衣類、履物、食品、暖房の燃料のような財を非課税にすることで負担緩和を行ってきたが、問題を解決するには至っていない。低所得者が購入する、他の財を含んだ全ての財の税率を引き上げたにすぎない。1986年に導入された還付付き売上税額控除(MST)は、この問題を克服するよう設計されている。(中略)しかしやはり、税額控除の新制度を活用することにより、この負担の在り方の基本問題は、売上税制全体で、また所得税制と還付付き売上税額控除の拡大とを連結することでのみ解決できる」<sup>55)</sup>。売上税制と所得税制を組み合わせる逆進性の緩和を行うその取組みは、カナダ的な特徴である。

次に、GST税額控除について説明しよう。これは、所得が増大するにつれGSTの税額控除額は減少する仕組みになっている。例えば、単身者であれば、先述したGSTの控除額は大人1人につき199ドルであり、家族の場合には、大人1人につき199ドルに加え、16歳以下の子供1人につき105ドルである。但し1人親家族で1人目の子供のみ199ドルとなる。また単身者及び1人親家族には、最大で105ドルの割増が認められる。

図4-1は、標準世帯のGST税額控除の仕組みを表わしている。横軸の世帯調整純所得が0ドルから2万5,921ドルまでの世帯には、608ドルまでGST税額控除は認められるが、それを超えると所得増分につき5%ずつ減額され、3万7,160ドルでGST控除は0ドルとなる。この制度は、1992年度から1999年度まで変更されなかった。

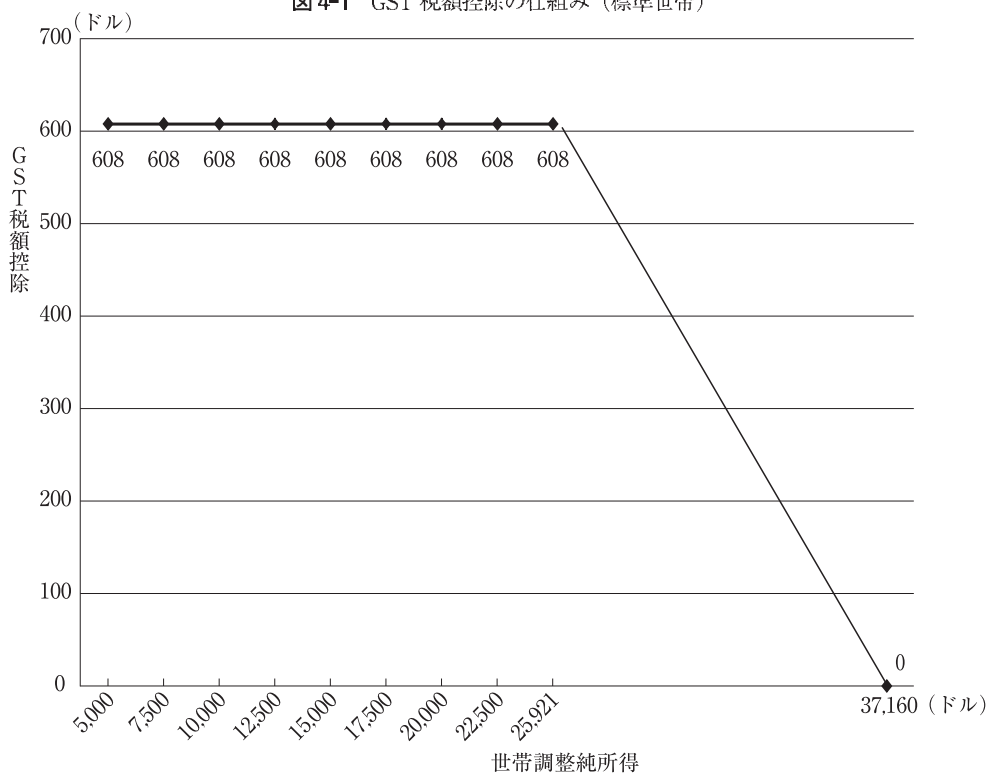
次に、所得階層別に見て逆進性が緩和されたのかどうかを考えてみよう。カナダのGSTには、逆進性を緩和するために還付付きGST税額控除が所得税制の中に組み込まれている。

これは先述のとおり、GST導入前のMSTの時代から存在し、1986年以降に設けられた制度である。GSTの逆進性を明らかにしようとするならば、所得税制にあるGST還付も合

54) 橋本(2001), 156-157ページ。

55) Department of Finance Canada (1987a), p. 15.

図 4-1 GST 税額控除の仕組み (標準世帯)



(出所) Canadian Tax Foundation (2001), Chapter 5, p. 3 より作成。

わせて所得税の負担を考慮する必要がある。

Canadian Tax Foundation (1992) の所得階層別所得税負担に着目すると、1991年度の扶養者なしの単身者では評価所得 (assessed income)<sup>56)</sup> 1,500ドルから5,000ドルの所得層までは、190ドルの GST 還付を受けており (1992年度から199ドル)、7,500ドルの層では25ドルの還付となり、1万ドル層以降は、400ドルの課税となる。また16歳以下の扶養者2人を持つ既婚者 (家族) については、次の4-6で述べる。

ここで納税者の何%が還付を受けたのかについて納税者数及び所得分布を使って確認しよう。1991年度の全納税者数は約1,371.0万人であったのに対して、評価所得2万ドルまでの所得層は全体の14.7%を占めた。所得階層別にこれを当てはめると、2万ドルまでの所得を得た35.2%の所得層が GST の還付を受けたことになる<sup>57)</sup>。

56) 総所得は、就労からの所得とみなし、評価所得には家族所得を含んでいる。Canadian Tax Foundation (1992), Chapter 7, p. 19. また評価所得とは、勤労所得、年金所得、投資所得、事業所得、その他の所得を指す。Statistics Canada (1995), pp. 22-23.

57) Canadian Tax Foundation (1994), Chapter 7, p. 3.

#### 4-6 91年導入による GST 負担の構造分析

1991年の GST 導入により売上税額 (MST) 税額控除は GST 税額控除へ変更された。では, *Statistics Canada* を使って実際に 1 人当たりの還付額 (GST 税額控除/所得階層別所得税申告者数) はどの程度変化したのかを検討してみよう。*Statistics Canada* (1993) によると, GST の導入により MST 税額控除の還付を受けた人数や還付額は1990年度で最終年度のデータとなり, 1991年以降に変更となった GST 税額控除のデータはなく, 表を作成できないという<sup>58)</sup>。従って, データが再開された *Statistics Canada* (1995) にある1993年度からのデータで検討する。1990年度までの MST 税額控除額は, 単身者, 家族に子供の数に応じて示されていたが, 1993年度以降の統計は, それに加え65歳以下と65歳以上となり, 子供の人数もより詳しくなった。それらの結果を全て掲載できないので, ここでは主に標準世帯を中心に, なおかつ GST 税額控除が最大となる所得層に焦点を当てる。

表 4-5 は, GST 導入前後の 1 人当たりの MST 及び GST 税額控除額の推移を示している。制度変更に伴いサービス課税が開始されたために, 1990年度と1993年度以降とでは控除

表 4-5 1 人当たりの MST (GST) 控除額 (子供なし, 子供 2 人, 子供 2 人以上) の推移, 1990年度, 1993-95年度

(単位:ドル)

年度	1990	1993	1994	1995
	単身者 (子供なし)			
10,000-15,000	140.5	297.0	296.6	296.6
15,000-20,000	140.6	304.0	303.8	303.8
20,000-25,000	25.3	304.0	303.8	303.8
	単身者 (子供 2 人, 1990年のみ子供 2 人以上)			
10,000-15,000	307.6	602.2	602.2	601.7
15,000-20,000	311.3	608.0	607.6	607.4
20,000-25,000	116.9	607.9	607.7	607.4
	家族 (子供 2 人, 1990年のみ子供 2 人以上)			
10,000-15,000	452.3	608.0	607.2	606.1
15,000-20,000	456.0	608.0	607.4	606.6
20,000-25,000	228.4	608.0	607.6	606.9

(注) (1) 1990年度の MST 控除は, 全ての年齢層で子供なし及び子供 2 人以上を表す。

(2) 1993-95年度の GST 控除は, 65歳以下の子供なし及び子供 2 人を表す。

(出所) *Statistics Canada* (1992), pp. 302-305; (1995), pp. 38-39; (1996), pp. 260-261; (1997), pp. 34-35 より作成。

58) *Statistics Canada* (1993), p. 10.

額及び受給者数に大きな違いが見られる。但し前者は全年齢層に対し後者は65歳以下のデータであることを考慮すると単純に数値比較はできないものの、1993年度以後 GST 導入後の還付額はどの程度変化したのかを分析するには有意義と考える。そこでまず2人親家族に注目し、図4-1と見比べるとほぼ控除額が一致していることが分かる。要するに、連邦政府の意図どおりに GST 税額控除を通じて低所得者層に対し逆進性の緩和が行われたことになる。

ところで、GST 税額控除は、低一中所得者に向けての制度であるが、所得階層別にどの程度その恩恵を受けたのかを表4-4及び図4-1を使って考えていこう。表4-4の所得階層は、0ドルから1万8,604ドルまでが第1分位に区分され、第2分位以降はそれぞれ1万8,605ドル3万1,800ドル、4万6,520ドル、6万7,531ドルとなる。従って、少なくとも第2分位の GST 税額控除と GST 負担額の差額までは、計算できる。第1分位では、1992年度に937ドルだけ GST を負担しているが、1万8,604ドルまでの所得を得た人々は、図4-1によると608ドルまで GST 控除を満額申請できる。従って、差し引き実質的な GST 負担額は329ドルということになる。

次に、第2分位では、2万5,921ドルから GST 税額控除が減額されるため、満額還付を受けられないものの、0ドルではないため、GST 税額控除を受けられる。例えば、第2分位の最高所得額3万1,800ドルの GST 税額控除額を計算すると、超過所得分は  $(31,800 \text{ドル} - 25,921 \text{ドル}) \times 0.05 = 293.95 \text{ドル}$  であり、 $608 \text{ドル} - 293.95 \text{ドル} = 314.05 \text{ドル}$  だけ受け取れるのである。

第3分位では、3万7,360ドルまで所得を得た人々は、GST 税額控除を受けられるが、それを超えると0ドルとなり、GST 税額控除は受けられない。試しに、3万5,000ドルの所得を得た人の GST 税額控除額を計算してみると、 $(35,000 \text{ドル} - 25,921 \text{ドル}) \times 0.05 = 453.95 \text{ドル}$  であり、GST 税額控除額は、 $608 \text{ドル} - 453.95 \text{ドル} = 154.05 \text{ドル}$  ということになる。ここで、GST 税額控除なしの直前の GST 税額控除額を計算してみよう。それは、 $(37,159 \text{ドル} - 25,921 \text{ドル}) \times 0.05 = 561.9 \text{ドル}$  であり、GST 税額控除額は、差し引き46.1ドル ( $608 \text{ドル} - 561.9 \text{ドル}$ ) である。

最後に、具体的な申告納税者数を確認しておこう。1990年度に1,379.6万人から1993年度は1,356.9万人となり、GST 導入後の納税者数は減少した<sup>59)</sup>。しかし1994年度以降は、増加に転じている。一方の MST (GST) 税額控除の受給者は、584.9万人 (単身者466.7万人、家族118.2万人) から1993年度には831.2万人に (単身者610.1万人、家族221.1万人、うち65歳以下666.9万人、65歳以上164.3万人)、1994年度には861.3万人に増大し、GST 税額控除

59) *Ibid.*, p. 267; Canadian Tax Foundation (2009), Chapter 3, p. 2.

表4-6 GST 税額控除額の推移, 1991-2010年度

(単位:ドル)

年度	実質 GST 税額控除額 (2002年 = 100)				
	大人	子供	消費者物価指数	大人	子供
1991	190	100	82.8	229	121
1992	199	105	84.0	237	125
1993	199	105	85.6	232	123
1994	199	105	85.7	232	123
1995	199	105	87.6	227	120
1996	199	105	88.9	224	118
1997	199	105	90.4	220	116
1998	199	105	91.3	218	115
1999	199	105	92.9	214	113
2000	205	107	95.4	215	112
2005	232	122	107.0	217	114
2010	250	131	116.5	215	112

(出所) Canadian Tax Foundation, Finances of the Nations 各年度版; Statistics Canada, "Consumer Price Index", ([http://www40.statcan.gc.ca/101/ind01/13\\_3956\\_2178-eng.htm](http://www40.statcan.gc.ca/101/ind01/13_3956_2178-eng.htm)) より作成。

総額は9.90億ドルから1993年度に27.39億ドル, 1994年度には27.21億ドルとなり, 還付を受けた1人当たりのMST (GST) 税額控除額は169.3ドルから1993年度に329.3ドル, 1994年度には315.9ドルにそれぞれ変化した。この変化は, MST から GST への変更により財に加えサービスに課税がされたために GST 税額控除の受給者が相当増大したこと, 等々の理由からであろう。

また1990年度に納税者の42.4%は MST 税額控除を受けたのに対し, 1993年度に61.3%, 1994年度に63.4%へと半数以上となった。

池上 (2011) は, 1987年から消費者物価指数を用いて GST 税額控除の実質額を計算しているが, 本論文では同じように1991年度以降の動向を検討しよう。表4-6は, 1991年度から2010年度にかけての GST 税額控除の推移を表している。この表から, 消費者物価指数を考慮すると, 大人及び子供1人当たりの実質的な GST 税額控除額は, 1994年度以降減少していることが明らかとなる。

表4-7は, 所得税と GST を合わせた租税負担額及び租税負担率を表している。まず, 所得税負担について考えていこう。この表を使ってジニ係数を算出すると, 所得課税前及び所得課税後のジニ係数は, それぞれ0.422, 0.381であり, 平準化係数は9.8%となった。1988年度の平準化係数に比べれば数値の低下が見られるが, 87年税制改革以前より数値は高く, 再分配効果は見られるのである。

次に, 所得税と GST とを合わせた負担率を検討する。ここで注目すべきは, 所得税に

表 4-7 所得税・GST の租税負担額及び租税負担率, 1992年度

(単位:ドル, %)

	第1分位 (0-18,604)	第2分位 (18,605-31,800)	第3分位 (31,801-46,520)	第4分位 (46,521-67,531)	第5分位 (67,532-)
所得税 (A)					
所得課税前所得 (A1)	12,104	25,131	39,111	55,859	96,647
所得税(A2)	247	2,419	6,276	11,410	25,009
所得課税後所得 (課税前所得-所得税)(A1-A2)	11,857	22,712	32,835	44,449	71,638
GST (B)					
GST 負担額 (GST 税額控除前負担額) (B1)	937	1,505	2,000	2,518	3,562
GST 税額控除 (B2)	608	608	404.05	0	0
GST 税額控除後負担額 (B1-B2)	329	897	1595.95	2518	3562
所得税+ GST (A+B)					
所得税+ GST (A2+B1)	1,184	3,924	8,276	13,928	28,571
(所得税+(GST-GST 税額控除) (A2+(B1-B2)))	576	3,316	7,872	13,928	28,571
負担率 (C)					
所得税 (A2/A1)	2.04	9.63	16.05	20.43	25.88
GST 税額控除前負担率 (B1/A1)	7.74	5.99	5.11	4.51	3.69
GST 税額控除後負担率 (B1-B2)/A1	2.72	3.57	4.08	4.51	3.69
所得税+ GST (A2+B1)/A1	9.78	15.61	21.16	24.93	29.56
(所得税+(GST-GST 税額控除) (A2+(B1-B2))/A1)	4.76	13.19	20.13	24.93	29.56

(注) 便宜上, 各所得分位は, 以下の所得階層に分けて負担率を算出した。第1分位 (0-15,000ドル), 第2分位 (15,000-25,000ドル), 第3分位 (25,000-35,000ドル), 第4分位 (35,000-50,000ドル), 第5分位 (50,000ドル-)。

(出所) Statistics Canada (1994), p. 35, Canadian Tax Foundation (1995), Chapter 3, p. 3より作成。

GST を加えた2つの税の合計を課税前所得で割った値と GST から GST 税額控除を引いた値に所得税を加えたものを課税前所得で割った値である。第3分位以降の値は, GST 税額控除が低減していくため大きな数値の変化は見られないのに対して, 第1及び第2分位の双方の負担率には, 差が大きく表れている。また所得税に GST を加えた2つの税の合計を課税前所得で割った値と GST から GST 税額控除を引いた値に所得税を加えたものを課税前所得で割った値の上昇の度合い(傾き)を見ると, 前者に対して後者の傾きは緩やかになった。還付のついた GST 税額控除を適用することで, 所得税及び GST を合わせた租税負担率は低下しており, これは, 垂直的公平性が保たれていると言える。

ここで Hamilton and Whalley (1989) との比較を行ってみよう。Hamilton and Whalley (1989) によると, 表 4-2 では 0-1 万5,000ドルの所得層において所得に占める福祉利得 (welfare gain) が得られるという。また表 4-3 では, 食料品及び衣類を非課税 (exemption) にすることで低所得層の負担を抑えられるという。筆者の分析では, GST 税額控除を

組み入れることで第1分位のみならず3万1,800ドルまでの第2分位の所得層にまでGST税額控除の影響が有意に出ており、所得税と合わせた負担は累進的である。従って、Hamilton and Whalley (1989) が考えているよりも幅広い所得層で、GST税額控除の恩恵が受けられるのである。

#### 4-7 逆進性緩和策としてのゼロ税率, GST税額控除の評価

ここでは、逆進性緩和策としてのゼロ税率及び還付付きGST税額控除の賛成及び反対意見を先と同様に全国紙から検討し、評価する。

GST導入に当たり、ゼロ税率の適用及びGST税額控除に対して積極的な評価及び肯定的・賛成意見には、以下のようなものがある。「GST税額控除の適用範囲は、より拡大されるし、完全物価スライド制の下で低所得者の（ゼロ税率は）食料品への課税の影響を小さくしてくれるであろう」<sup>60)</sup>。「消費課税は、富裕層よりも貧困層により負担をかけるのでしばしば批判されるが、低所得者は現行(MST)よりもGSTによって暮らし向きがよくなる。(中略)年収3万ドル以下の個人及び家族に対して、連邦政府は年4回小切手で還付するが、GST税額控除を活用することで扶養者(子供)に年100ドル、成人には年190ドルが支給され、現存のMST税額控除よりもほぼ5割増しの豊かさになる。また貧困家庭の消費財の多くは、非課税対象となる。低所得世帯は、可処分所得の半分以上を食料品、家賃及び住宅ローンの支払いに充てるが、これらの支出にGSTは課されないのである」<sup>61)</sup>。

次に、自由党はGST廃止を党の公約にして1993年総選挙で圧勝したが、財政再建を優先するために実際にはGSTを廃止しなかった。公約を破ってGSTを存続し、グローブ・アンド・メール紙によれば、政権交代後の与党自由党財務相(当時)のポール・マーティンは、以下のようなGST税額控除に関する容認発言をしている。「燃料費及び暖房費の出費に関して合計13億ドルかかったが、これは低所得層を手助けすることに役立った。GST税額控除を申請する誰もが、還付(rebate)を受けられる資格を有する。個人は125ドル、家族は250ドルをそれぞれ受け取れる。(中略)累積すると1,100万人もの国民がGST税額控除を受け取ったが、彼らはおよそ年収3万1,000ドル以下の所得から申請できる。

(中略)課税所得の適用上限にかかる喪失するGST税額控除制度と異なり、暖房に関する還付(rebate)では、GST税額控除を申請すると誰もが同一の受給条件となる。寒い月が近づくとつれ、国民は暖房費に関するエネルギー価格高騰の影響について心配する。この関連性は、とりわけ所得の低い人にとって強い。確かに、還付は今年役立つかも知れない

60) *Ibid.*, 1989年9月25日。

61) *Ibid.*, 1990年9月17日。

が、来年も価格が高騰したらなくなってしまふ、との批判もある。

(中略) カナダの有力政党の1つであるカナダ同盟 (Canadian Alliance) は、全国民に行き渡らない1回の還付を行うよりも連邦政府に対して減税要求をしているが、自由党は費用の恒久的な方策を検討している。加えて燃料会社は、消費者に便益をもたらさずに減税分を会社の利潤に吸収してしまわないか、と政府は恐れている。経済学者は、還付は燃料にほとんど関連せず、GST 税額控除額を一度引き上げることが議論の本質であると、昨日述べている」<sup>62)</sup>。

一方で、同紙によれば消極的な評価及び否定的・批判的意見は、以下のとおりである。「1989年10月23日付の *The Globe and Mail* の世論調査では、国民の8割は GST 導入に反対したことについての反論として、連邦政府によると低所得階層 (earners) は、GST の純便益を受けられると述べたが、これは多くの面で誤っている。第1に、年1人当たり大人275ドル及び子供100ドルの給付だけでは、GST 税額控除は年間2万4,800ドル以下の所得層にしか適用されない。1991年の主要都市の貧困線予測値は、夫婦共稼ぎ、子供2人家族で2万9,600ドルであることを指摘しておく必要がある。第2に、GST 税額控除の部分的物価スライド制では、この最低保障基準を大幅に下回ってしまう。全国福祉協議会は、部分的物価スライド制を納税者の理解を得ずに自動的に税を引き上げる隠れた納税捕捉内蔵装置と呼ぶのである。(中略) 世論調査では、国民は連邦売上税を GST にすることに騙されず、低—中所得者がそのような広範囲にわたる tax grab (納税捕捉) で純便益を受けることなどない、と誰もが皆十分認識しているのである」<sup>63)</sup>。

次は、税法学者の意見を述べよう。3-3で先述した Brooks は、GST 税額控除の難点を以下の3点にまとめている。「連邦政府は、GST の逆進性を認め、この逆進性について低所得水準の人には還付付き GST 税額控除を適用することで相殺できると議論しているが、これには様々な問題を抱えていると言わざるを得ない。

第1に、還付付き税額控除は、満額還付された時点で GST の逆進性を取り除くだけにすぎない。税額控除は、政府の試案では年収2万4,800ドルで減額され、ゼロとなり、そこを超えると税の逆進性は残る。

第2に、提案された還付付き GST 税額控除はそれ自体、連邦売上税の逆進性を取り除くのに適切とは言えない。というのも、① 還付付き GST 税額控除は、貧困線以下で暮らす多くの個人や家族、とりわけ大都市で生活する人に対して還付額が段階的に消失され始めるからである。② 政府は、還付付き GST 税額控除を適用したならば、年収3万ドル以下の全世

62) *Ibid.*, 2000年10月19日。

63) *Ibid.*, 1989年11月14日。



帯では暮らし向きがよくなると述べているが、実際にカナダ統計局のデータを用いると、該当世帯の1/4から3/4は還付付き GST 税額控除の還付を受けても、さらに暮らし向きはよくなるまいだろう。③何度も指摘したように、GST 税額控除にはインフレーションが3%を超えた場合に部分的物価スライド制を適用するのであるから、時間の経過とともに効果は薄れてしまう。

最後に、構造的なことかもしれないが、低所得者に対して初めに課税し、次いで低所得者に対する逆進性を相殺する GST 税額控除を認めるのは、妙な話である。さらに言えるのは、この制度は租税/移転制度を用いるため、かなり複雑になることである。ひとつ考えられることとして、還付付き GST 税額控除は、政治的な気まぐれから今にもまして非難を受けやすく、この問題は低所得者層を置き去りにしてしまう。もっと重要なのは、還付付き GST 税額控除は目に見えてはっきり分かるのに対して、低所得者の納めた追加的な GST 負担分には、目もくれないことである<sup>64)</sup>。さらに Brooks は、「単純に所得税の税率を上げることが、GST に対する現実味のある代替案である、とし、(中略)おそらく最も重要なこととして、このような変更で最大の受益者は、中間所得層となろう<sup>65)</sup>と述べている。

また *The Globe and Mail* には、次のような批判も載っている。「GST は、貧困者に課税することで富裕者に便益を与える逆進的な税であることを、誰もが知っている。GST 税額控除の小切手による還付 (rebate) では、貧困者が GST を納める税額に対して十分に埋め合わせをしていないことを、誰もが知っている<sup>66)</sup>。

さらに下院の四半期報告書作成担当の Desautels 会計監査官は、カナダ歳入庁の GST 税額控除制度及び児童税額給付 (CTB) 制度の税務行政を痛烈に批判している。「この2つのプログラムは、毎年800万人以上の低所得者あるいは所得の多くない者に対して80億ドルもの免税による便益 (tax-free benefits) を与えてしまっている」と言う。氏は CTB プログラムの乱用の機会は大きく、GST 税額控除プログラムの場合にはもっと大きいと批判する。

批判の論点は、以下の3つである。① GST 税額控除を申請する人は、扶養する子供の数だけを必要とするため、証拠となる書類提出は必要ない。② GST 税額控除の恩恵を受ける配偶者は、法的に納税申告する義務がない。そのため、カナダ歳入庁は家族の総所得を捕捉しきれていない、というのである。また、③ GST 税額控除を受ける家族構成は、死亡の他、離婚、成人等、数年で変わり、カナダ歳入庁にとって家族に対して過去に支払った給付水準を追跡調査することや、二重の支払いを避けるのは難しい、という<sup>67)</sup>。

64) *The Toronto Star*, 1990年9月28日。

65) *Ibid.*

66) *The Globe and Mail*, 2005年11月23日。

67) *Ibid.*, 1996年9月27日。

Desautels は、さらに「GST 税額控除プログラムは CTB の誤りや誤用以上にもっと脆弱な制度である」<sup>68)</sup>という。それから統計上の問題点として、Desautels は GST 税収額を調査したところ、カナダ歳入庁は GST 税額控除還付者のうち200万人に対して過払いをしたと結論付けている。さらに「明らかに、カナダ歳入庁には、この数十億ドルものプログラムに対する還付について、正確かつ最新の情報を基にして支払われることにもっと関心を寄せる必要がある」<sup>69)</sup>と氏は報告書の中で述べている。

「例えば、ほとんどの省庁では、公務員は訪問者に対して正確な情報を伝えていないことを監査官は明らかにした。それらの一例として、ある省庁では、国民に対して電話口で節税を指南しており、(情報の) 正確性 (accuracy rate) は61%から79%までと分かった。彼らは、カナダ税制の正確性 (accuracy rate) のある情報を知らない、と会計監査官は顔をしかめた」<sup>70)</sup>と述べている。

但し、反論もある。同紙によると、カナダ歳入庁は、新しいレポートの中で次のように述べている。要約すると以下のとおりである。児童税額給付 (Child Tax Benefit : CTB) プログラムの子持ち受給者の99.75%の申請書は正しく、満足しているとカナダ歳入庁は述べており、GST 税額控除についても同庁が無作為に抽出した658世帯のうち3世帯だけが子供の過大請求をしたと述べている。我々税務行政側から言うと、国民は正直者で給付請求に対して的確に記しているのです、と報告書には書かれている。また一部の家庭では、CTB を申請して子供の死後も継続給付を受けていると報告書は述べており、当局では1996年7月から1997年6月までに亡くなった後も700世帯で給付を受けたと推計している。また1995年から1996年にかけて出産した人のうち、CTB 受給を申請しなかったのは全体の5%であり、GST 税額控除申請者の場合、ほぼ6%は請求していないことが分かった。国民は、所得税制に従って納税を含め全てのことに対して正直に行う傾向を示しており、同庁の Michel Cl roux 代表は納税者の95%は催促を受けずに期限内に納税するのです、と付け加えている<sup>71)</sup>。

ここで、逆進性緩和策としてのゼロ税率及び GST 税額控除の評価を行う。GST 導入前の新聞記事には、ゼロ税率により食料品課税への負担は軽減されると書かれてあったが、4-4で検討したとおり GST 負担額及び GST 負担率は軽減されたことが明らかにされた。しかし、財政状況の悪化から、完全物価スライド制は見送られ、1999年まで部分的物価スライド制が適用されており<sup>72)</sup>、このような制度変更が行われれば、その分逆進性緩和策としての効

68) *Ibid.*

69) *Ibid.*

70) *Ibid.*

71) *Ibid.*, 1998年1月2日。

72) GST 税額控除額について述べると、消費者物価指数が3%を超えると、家計ではその増額分を